

# 愛媛銀行「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆さまや価値創造を図る事業者の皆さまとの連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

- ・企業間の連携

当行の使命は、地域の産業と人々の暮らしを支えていくことであり、地域のお客さまに信頼され、地域の発展に尽くしていく「ふるさと銀行」として、これからも、金融プラス1戦略の展開により、お客さまの経営課題にワンストップでお応えし、地域価値共創の実現に貢献していきます。

- ・新事業の創出、事業承継支援

起業を夢見る若手人材の後押しや、アクセラレータープログラムを通じた県内企業のオープンイノベーション支援により、地方発の革新的な技術開発やものづくりを創出していきます。また、培われた事業のノウハウや非財務資産が次世代に受け継がれるよう事業承継にも注力していきます。

- ・デジタル化支援

お客さまの業務効率化・生産性向上やセキュリティ強化などの事業課題に対し、支店に配属しているデジタルアドバイザーを通じた高度な提案や、グループ会社や外部専門家企業との連携を活かし、ITツールの導入・定着化、IT人材の紹介・育成などのサポートを提供していきます。

- ・サステナビリティ経営の後押し

お客さまのサステナビリティ経営の実践に向けて、「SDGs 経営立上げ支援サービス」による深度ある対話から課題見える化し、サステナブル・ファイナンスを用いた金融仲介により、お客さまのサステナビリティ経営を後押しします。

## 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

受託中小企業振興法に基づく、「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

## 3. その他（任意記載）

当行では、経営理念に掲げる「ふるさとの発展に役立つ銀行」として、真に評価いただけるよう、これからも積極果敢に挑戦を続け、取引先をはじめとしたステークホルダーの皆さまと公正・

対等なパートナーシップを通じて、地域経済・地域社会の更なる活性化に向け取り組んでまいります。

2023年3月24日

(2025年1月30日更新)

(2026年1月1日更新)

---

株式会社 愛媛銀行

---

頭取 西川 義教